

亀山市審議会等の会議の公開に関する指針

令和8年8月21日

(目的)

第1条 この指針は、市に設置された審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等及び市が任意に設置した委員会等をいう。以下同じ。）の会議（以下「会議」という。）について、会議の開催の周知、傍聴の取扱い及び資料の提供、会議結果の公表その他会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政運営の透明性の確保及び市民参加の推進を図ることを目的とする。

(会議の公開等)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、亀山市審議会等の会議の傍聴に関する要綱（令和2年亀山市告示第196号。以下「傍聴要綱」という。）第7条の規定により、傍聴が制限される会議にあっては、この限りでない。

2 会議の傍聴については、傍聴要綱の定めるところによる。

(会議開催の周知)

第3条 審議会等は、会議を開催するときは、開催しようとする日のおおむね2週間前までに、次に掲げる事項を市ウェブサイトに掲載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴手続に関する事項
- (6) 傍聴人の定員
- (7) 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、その旨及びその理由
- (8) その他必要な事項

2 審議会等は、緊急に会議を開催する必要がある等やむを得ない事情により、会議を開催しようとする日のおおむね2週間前までに、前項の規定による掲載を行うことができなかったときは、会議を開催しようとする日までに当該掲載を速やかに行わなければならない。

(会議資料の取扱い)

第4条 審議会等は、公開する会議における資料については、支障のない範囲で傍聴人に対し閲覧に供するものとする。

2 前項の場合において、当該資料に亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第

19号) 第7条各号に掲げる情報に該当するおそれのある情報、個人情報その他非公開とすべき情報が含まれるときは、審議会等は、あらかじめ、当該資料を閲覧に供するかどうかについて決定するものとする。この場合において、当該資料を閲覧に供する決定をしたときは、当該情報について、当該資料からの除外、マスキングその他必要な措置を講じた上で閲覧に供するものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開とした会議における資料にあっては、当該資料の提供の制限又は回収その他適切な措置を講ずるものとする。

(会議録の作成等)

第5条 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。この場合において、会議録の様式は、原則として別記様式を使用するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 公開の可否（公開しなかった場合はその理由）
- (5) 出席者
- (6) 議題
- (7) 審議等の概要
- (8) その他必要な事項

2 審議会等は、会議を開催した日からおおむね2月以内に、前項の会議録を市ウェブサイトにおいて公表するものとする。

附 則

この指針は、令和8年8月21日から施行する。

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
開催場所		公開の可否	可・不可・一部不可
事務局		部 課	
公開しなかった理由			
出席者	委員		
	事務局		
	その他		
議題			
審議等の概要 (主な発言要旨)			